

(基本目標2) 資源やエネルギーを大切に、エコな暮らしを実現するまち

1. 地球温暖化対策

1-1 温室効果ガス排出量

市では、「越谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を平成23年3月に策定し、地球温暖化対策を進めています。この計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、温室効果ガスの削減目標を設定し、越谷市の自然的、社会的特性を踏まえ、具体的な取組を設定しています。

温室効果ガス削減目標

目標対象	基準年(1990年)比削減目標		
	短期(2015年)	中期(2020年)	長期(2050年)
市民1人当たりの排出量	+4% (2007年比:-20%)	-25% (2007年比:-43%)	-
市域からの排出量	+23% (2007年比:-17%)	-10% (2007年比:-39%)	-80%

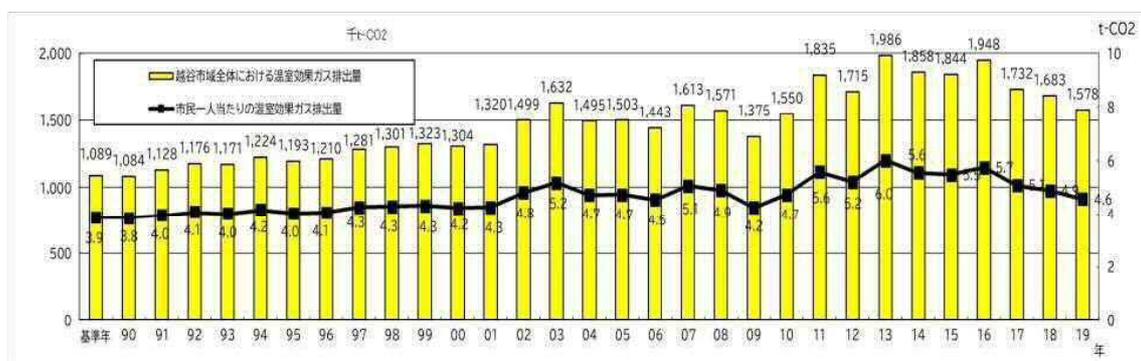
温室効果ガス排出量の推移

排出部門	基準年	H2	H2	H7	H12	H17	H19	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	単位千t-CO2	
		1990	1995	2000	2005	2007	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	基準年比	2007比	
産業部門	製造業	269	269	215	194	239	277	201	255	203	215	136	135	121	141	119	198	-26.6%	-28.8%
	農林水産業	3.7	3.7	4.0	3.8	3.6	3.9	3.9	4.2	4.1	3.7	0.8	0.8	1.0	1.1	0.9	7.2	94.8%	86.0%
	建設・卸業	42	42	43	32	31	31	32	30	34	32	31	32	38	34	31	19	-54.7%	-38.7%
	小計	315	315	262	230	273	312	237	289	241	250	168	168	161	176	151	224	-28.9%	-28.3%
民生部門	家庭	228	228	281	293	338	381	396	448	423	481	506	510	516	446	460	396	73.8%	3.9%
	業務	210	210	239	291	347	393	393	521	460	596	477	477	493	479	448	341	62.0%	-13.3%
	小計	438	438	520	584	685	774	789	968	883	1,077	983	987	1,009	925	908	737	68.1%	-4.8%
運輸部門	自動車	126	126	170	149	161	162	152	156	152	152	153	153	212	158	159	160	274%	-0.9%
	自転車	104	104	126	169	156	148	150	154	158	160	162	165	271	172	174	177	69.6%	19.1%
	鉄道	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.9	6.3%	-1.4%
	小計	231	231	296	318	318	311	302	311	310	313	316	319	484	331	334	338	46.4%	8.6%
商業物部門	87	87	95	149	200	186	181	222	232	266	326	299	219	221	209	194	123.1%	4.3%	
二酸化炭素排出量	1,071	1,071	1,174	1,280	1,476	1,584	1,510	1,791	1,666	1,926	1,792	1,773	1,873	1,653	1,601	1,493	39.4%	-5.7%	
メタン排出量	5	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-4.7%	-9.0%	
一酸化二窒素排出量	8	8	10	11	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	-3.0%	-19.3%	
代替フロン排出量	HFC	※2.5	0.0	※2.5	6.9	11.8	15.5	27.6	31.6	36.2	46.9	53.0	58.9	63.8	67.3	70.2	74.3	291.9%	378.4%
	PFC	※0.9	0.0	※0.9	1.4	1.0	1.1	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.6	0.6	0.7	-22.7%	-40.0%	
	SF6	※1.3	0.0	※1.3	0.5	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-94.6%	-80.8%
温室効果ガス排出量	1,089	1,084	1,193	1,304	1,503	1,613	1,550	1,835	1,715	1,986	1,858	1,844	1,948	1,732	1,683	1,578	45.0%	-2.2%	

中期目標(2020) -10.0% -39.0%

※代替フロン排出量については1995年を基準とする。

越谷市域全体・市民一人当たりの温室効果ガス排出量



1-2 率先実行計画

市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画」を平成13年4月に策定しています。この計画は、越谷市自らが行う事務・事業について、市内の大規模事業者として温室効果ガスの削減に向けた取組みを率先して実行し、環境への負荷の低減を図るとともに、市の率先行動を通じて市民・事業者の環境に配慮した取組みを促進しながら、市域から排出される温室効果ガスを抑制することを目的としています。平成25年3月からは第3次計画『ストップ温暖化【越谷市率先実行計画】<越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）>』に基づき、温暖化対策を継続しています。

【計画期間】

2013年度（平成25年度）から2020年度（令和2年度）までの8年間

【温室効果ガス排出量の削減目標】

2010年度（平成22年度）を基準年度として、10%以上削減を目標

【対象範囲】

市庁舎をはじめとする公共施設等におけるすべての事務・事業を対象

ストップ温暖化【越谷市率先実行計画】 目標達成状況

項目	削減目標等	単位	平成22年度 (基準年/2010)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	基準年比 増減	前年比
電気	15%以上削減	kWh	40,044,960	35,605,540	35,552,648	34,114,424	31,498,373	31,136,513	30,120,588	29,456,976	28,344,573	-29.2%	-3.8%
A重油	5%以上削減	ℓ	532,733	542,498	576,648	570,892	614,736	664,501	645,932	596,863	575,068	7.9%	-3.7%
灯油	5%以上削減	ℓ	318,480	277,489	260,393	240,649	234,185	226,111	183,529	158,807	163,910	-48.5%	3.2%
都市ガス (天然ガス)	5%以上削減	m ³	1,312,570	1,415,454	1,355,272	1,317,454	1,387,345	1,499,495	1,578,976	1,500,132	1,729,352	31.8%	15.3%
LPGガス	5%以上削減	kg	91,190	74,858	77,710	74,625	73,288	71,378	74,283	72,714	48,780	-46.5%	-32.9%
ガソリン	5%以上削減	ℓ	137,024	154,764	156,097	154,770	157,169	163,295	163,641	163,064	121,415	-11.4%	-25.5%
軽油	5%以上削減	ℓ	53,841	83,883	89,268	90,665	103,127	103,980	106,681	115,748	82,166	52.6%	-29.0%
古紙回収量	10%以上増加	kg	395,759	427,990	448,130	469,775	430,911	435,521	427,779	446,753	458,929	16.0%	2.7%
可燃物排出量	10%以上削減	kg	951,816	972,187	980,779	1,007,211	1,019,426	1,012,838	998,289	1,040,647	1,021,602	7.3%	-1.8%
不燃物排出量	10%以上削減	kg	23,738	6,359	6,456	6,012	7,538	6,441	4,861	3,089	3,291	-86.1%	6.5%
粗大ゴミ排出量	10%以上削減	kg	4,599	9,271	7,530	4,640	5,005	5,920	6,328	33,100	25,082	445.4%	-24.2%
月経購入量	10%以上削減	kg	359,053	309,922	359,272	384,835	324,641	401,928	296,854	278,599	310,611	-13.5%	11.5%
コピー枚数	10%以上削減	枚	11,252,592	12,230,694	13,115,875	13,471,476	13,008,777	12,232,282	11,706,798	10,787,825	11,184,402	-0.6%	3.7%
水道使用量	10%以上削減	m ³	587,868	557,791	570,902	549,486	548,690	537,855	539,615	501,485	414,196	-29.5%	-17.4%
低公害車導入 の推進	増増	%	7.9	24.3	31.2	36.3	40.8	43.3	48.9	53.0	56.7	617.7%	7.0%
グリーン購入 達成率	増増	%	未実施	未実施	80.5	80.7	80.8	81.8	80.4	80.8	80.2	—	-0.7%
二酸化炭素排出量	10%以上削減	t	18,276	17,066	16,971	15,200	14,619	15,059	14,740	15,644	15,181	-16.9%	-3.0%
メタン排出量 (二酸化炭素換算値)	10%以上削減	t	1.69	1.39	1.33	1.32	1.36	1.37	1.36	1.36	1.24	-26.6%	-9.0%
一酸化二窒素排出量 (二酸化炭素換算値)	10%以上削減	t	224	198	197	160	198	198	198	198	195	-12.8%	-1.4%
温室効果ガス 合計	10%以上削減	t	18,502	17,265	17,169	15,361	14,818	15,258	14,939	15,844	15,378	-16.9%	-2.9%

※1 電気使用量実績について
平成27～30年度まで小・中学校、児童館コスモス・ヒマワリ、科学技術体験センターにおいてグリーン電力証書システムを活用しています。
そのため、上記の施設における電気使用量のうち、平成27年度から平成29年度までについては、3,600,000kWh分、平成30年度については3,643,000kWh分の電力を、風力発電でまかなったこととしているため、二酸化炭素排出量の算定外としています。

※2 越谷市における低公害車の基準について
平成22年度まで九都府県低公害車指定制度（平成7年度制定）によるものでしたが、平成23年度より埼玉県知事定める低燃費車及び、これに準ずる軽自動車も低公害車として扱うこととしております。これに伴い、第3次計画（平成25年度～）よりこの新基準による算定を行っております。

※3 メタン及び一酸化二窒素排出量の算出方法について
第3次計画（平成25年度～）より、自動車の走行距離を起因とする排出量を算出しています。

※4 第3次計画（平成25年度～）では、平成23年度以降に新設した施設（保健所、ひのき荘、旧東方村中村家住宅、公園、ポンプ場、街路灯、防災備蓄倉庫、防災無線、学童保育室、大相模安全安心ステーション）については、集計の対象外としています。

1-3 普及啓発事業

(ア) ECO こしがや環境ファミリー宣言

市民の環境活動を推進するため、環境推進市民会議と越谷市が協力し、家庭で取り組む実践項目を市民が自主的に選択し、登録する環境制度として環境ファミリー宣言の普及啓発を行っています。例年は出羽チューリップフェスタ、七夕フェスタ、産業フェスタ等で登録の募集を行っていましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各種イベントが中止となったため、ホームページ等による募集のみとなりました。

環境ファミリー宣言登録者数推移

年度	登録者世帯数	二酸化炭素削減量
25	391世帯	177t
26	132世帯	64t
27	271世帯	116t
28	350世帯	148t
29	221世帯	94t
30	357世帯	141t
R1	195世帯	79t
R2	34世帯	14t

※平成25年度より環境ファミリー宣言の項目等について一部改定を行いました。



環境ファミリー宣言 募集用チラシ

(イ) COOL CHOICE

「COOL CHOICE」とは、環境省が提唱する、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにも繋がるあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことです。越谷市は、地球温暖化対策の更なる推進のため、「COOL CHOICE」に賛同し、平成29年5月29日、市長が「越谷市 COOL CHOICE 宣言」を行いました。



(ウ) 地球温暖化防止コミュニケーター

地球温暖化防止コミュニケーターとは、地球温暖化に関する情報を人から人へ直接伝える“伝え手”です。地球温暖化防止コミュニケーターには、「世界の平均気温を産業革命以前から2℃未満に抑える」という国際的な目標を達成するために、気候変動問題への国民の理解と積極的な取組が喫緊の課題であることをあらゆる層の人々に伝え、ひいては民生部門におけるCO2の排出削減につなげることが期待されています。

市では職員が研修会に参加し、コミュニケーターとして登録され、市内小中学生、市民を対象とした地球温暖化防止啓発のための講演を行っています。

1-4 森林環境譲与税

森林には、二酸化炭素の吸収のほか、土壌侵食・流出の防止、水源涵養や生物多様性の保全など、様々な機能があり、森林を適切に整備・保全することは、国土や国民の生命を守ることに繋がります。国は、森林の整備や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発を進めるため、森林環境譲与税を創設し、令和元年度から、都道府県、市町村に配分することとしました。

市内に森林が少ない本市としては、森林環境譲与税を、国産木材利用の促進や、森林の持つ多面的な機能の普及・啓発に活用することを基本的な方向とし、森林環境譲与税を効果的・効率的に運用するため、基金を設置し積み立てを行っています。

令和2年度は、27,284,000円が譲与され、2,639円の利子収入がありました。

活用事業として、埼玉県産木材の利用促進・森林環境保全のPR及びSDGsの理解・環境を広めることを目的に、埼玉県産の木材を利用したピンバッジを294,150円で作成しました。

譲与された金額からピンバッジ作成分を差し引き、前年度分と合わせて39,831,703円を森林環境譲与税基金へ積み立てています。

2. 再生可能エネルギー

2-1 太陽光発電（こしがやソーラーシティ構想）

市では「太陽エネルギーの活用促進」を、「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、重点プロジェクトと位置づけていますが、平成 25 年 10 月に、この施策をさらに加速するためのアクションプランとして「こしがやソーラーシティ構想」を策定し、市民・事業者・行政の協働により、平成 27 年度末までに市内でメガソーラー発電所 5 基分相当の 5 メガワットの発電を目指しました。

この事業は、地球温暖化対策実行計画の推進、市域からの温室効果ガス排出抑制、都市部における太陽光発電普及促進モデルの確立、太陽光発電設備と防災拠点機能の有機的連携、環境共生型コミュニティの形成を目的としており、次の 3 つのプロジェクトによって進められました。

（ア）ソーラーパークプロジェクト：越谷流通業務団地を中心とした民間資本による大規模発電事業

（イ）ソーラーハウスプロジェクト：市民（家庭）レベルの住宅発電事業

（ウ）ソーラーコミュニティプロジェクト：地域資源（公共施設や民間施設の屋根等）を活用した地域発電事業

また、平成 27 年度以降もプロジェクトを継続し、令和 2 年度までに 7 メガワットを目指しました。令和 2 年度末現在の容量は、7,823.22kW となり、目標を達成しています。

（ア）ソーラーパークプロジェクト（大規模発電事業）

平成 25 年度に(株)埼玉県東部流通センターが管理・運営する越谷総合食品卸売市場に 423.25kW の大規模発電設備が設置され、平成 26 年 3 月より稼動しています。

発電事業者：東彩ガス株式会社

設置場所：越谷総合食品卸売市場（越谷市流通団地 3-2-1）

設備容量：423.25kW

設置面積：6,000 m²



越谷総合食品卸売市場での大規模太陽光発電

（イ）ソーラーハウスプロジェクト（住宅用太陽光発電設備等設置補助制度）

市では平成 21 年度より再生可能エネルギーの活用推進のため、住宅に太陽光発電設備等を設置する方を対象に補助金を交付しています。また、平成 30 年度より蓄電池についても補助を行っています。

（補助金の額）対象設備の最大出力 1 kW あたり 2 万円

・一戸建て住宅：上限 4kW（8 万円） ・マンション：上限 10kW（20 万円）

・市内に本店を有する業者、又は市内に住所を有する個人事業者と契約を結び、領収書の発行を受ける一戸建て住宅：上限 5kW（10 万円）

・リチウムイオン蓄電池 一件につき 5 万円

越谷市の住宅用太陽光発電設備等設置補助制度の実績値（太陽光）

年度	補助金交付件数（新築・既存別は23年度から集計）			最大出力（kW）		設置工事費（円） （1件当たりの平均）		※CO ₂ 削減効果(t/年)
	既存	新築	合計	平均	合計	工事費平均	1kWあたりの平均工事費	合計
H21	—	—	33件	3.60	118.80	¥2,368,761	¥657,989	58.92
H22	—	—	72件	3.77	271.46	¥2,333,638	¥618,957	134.64
H23	107件	22件	129件	3.96	510.26	¥2,246,125	¥567,848	253.09
H24	121件	63件	184件	4.25	781.12	¥1,958,733	¥461,398	387.44
H25	118件	74件	192件	4.30	825.12	¥1,884,845	¥438,591	409.26
H26	135件	58件	193件	4.47	863.65	¥1,956,856	¥437,299	428.37
H27	123件	70件	193件	4.59	884.99	¥1,944,065	¥423,965	438.96
H28	87件	39件	126件	4.93	621.55	¥1,994,786	¥404,381	308.29
H29	66件	53件	119件	5.26	626.32	¥1,904,139	¥361,784	310.65
H30	74件	25件	99件	5.41	535.64	¥1,696,835	¥313,619	265.68
R1	60件	28件	88件	4.88	429.50	¥1,499,126	¥307,155	198.43
R2	43件	36件	79件	4.95	390.66	¥1,358,366	¥274,691	180.49
累計			1,507件		6468.41			3374.22

※CO₂排出係数：0.462kg-CO₂/kWh、発電時間は1kWあたり1,000時間/年として、削減量を計算しています。

越谷市の住宅用太陽光発電設備等設置補助制度の実績値（蓄電池）

	補助金交付件数			最大容量（kWh）		設置工事費（円） （1件当たりの平均）	
	既存	新築	合計	平均	合計	工事費平均	1kWhあたりの平均工事費
H30	19件	6件	25件	5.90	147.40	¥1,400,130	¥237,471
R1	50件	9件	59件	7.22	425.80	¥1,626,122	¥225,320
R2	59件	20件	79件	7.09	560.46	¥1,537,927	¥216,780
累計			163件		1133.66		

（ウ）ソーラーコミュニティプロジェクト（地域発電事業）

① 越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電

市内の小中学校7校10棟で屋根貸し太陽光発電事業の公募を平成25年度に行い、発電事業者による太陽光発電設備の設置工事を、平成26年の夏休み期間中に行いました。

発電事業者：イハシライフ株式会社

使用施設：7校9棟 使用面積：1775.230㎡（下表のとおり）

設備容量：234.62kW 使用料：年額99万円（税抜き）

越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電施設一覧（過去3年間）

学校名	校舎	使用面積（㎡）	設備容量（kW）	30年度実績（kWh）	令和元年度実績（kWh）	令和2年度実績（kWh）
南越谷小学校	C	223.801	29.70	38,522	36,161	36,799
大袋北小学校	B	156.643	20.79	27,346	25,730	25,736
中央中学校	B	216.643	28.71	35,247	32,963	33,777
西中学校	C	268.329	35.64	40,351	38,821	33,787
新栄中学校	B	164.063	21.78	28,738	27,416	27,659
大相模中学校	A, B	372.923	49.005	58,713	55,492	56,392
千間台中学校	A, B	372.828	49.005	60,354	58,220	56,757
合計（7校9棟）		1,775.230	234.63	289,271	274,803	270,907

② 市民共同発電

多くの市民が共同で太陽光発電設備を設置することで、市民参加型の太陽光発電所を作る「市民共同発電」は、平成 25 年度に大袋幼稚園に、平成 27 年度に西方小学校に設置され、越谷市内では 2 ヶ所設置されています。

○1 号機 大袋幼稚園

設置者：認定特定非営利法人環境ネットワーク埼玉お日さまクラブ

設置場所：大袋幼稚園（越谷市大竹 822） 設置内容：太陽光発電設備 4.4kW 及びモニター表示板

○2 号機 西方小学校

主催：おひさま発電・こしがやプロジェクト 設置場所：西方小学校（越谷市西方二丁目 12 番地 1）

設置内容：（県補助事業）太陽光発電設備 10.08kW、蓄電池 16.9kWh

（市民参加事業）表示モニター32 インチ、防災グッズ 1 式

③ 公共施設への導入

市では、公共施設に太陽光発電設備を積極的に導入しています。西方小学校・大相模地区センター・消防本部の 3 施設には、国や県の補助金を活用して、約 15kWh の蓄電池も整備し、防災機能の強化を図っています。令和元年度末時点で公共施設の総発電能力は 291.88kW、発電実績は 261,473.85kWh/年となり、これによるCO₂削減効果は、年間約 120 t になっています。

公共施設での太陽光発電施設設置実績値（過去 3 年間）

設置年度	施設名	担当課所	発電能力 (kW)	平成30年度実績 (kWh)	令和元年度実績 (kWh)	令和2年度実績 (kWh)
H9	農業技術センター	農業技術センター	25	0	0	0
H12	増林小学校	学校管理課	20	14,000 (推定)	14,000 (推定)	14,000 (推定)
H12	科学技術体験センター	科学技術体験センター	10	11,376.30	11,015.10	11,000.00
H14	ゆりのき荘	福祉推進課	5	5,996	5,838	5,665
H17	リサイクルプラザ工場棟	リサイクルプラザ	10	5,315	11,497	10,592
H18	城ノ上小学校	学校管理課	4	3,200 (推定)	3,200 (推定)	3,200 (推定)
H22	市役所第二庁舎屋上	庁舎管理課	20	23,173.90	22,193.50	16,991.30
H22	新方保育所	子ども育成課	10	10,000	0	0
H22	障害者就労訓練施設しらこぼと	障害福祉課	8.37	11,171.60	10,774.10	5,186.30
H22	蒲生小学校	学校管理課	4.84	3,200 (推定)	3,200 (推定)	3,200 (推定)
H23	児童館ヒマワリ	児童館ヒマワリ	5	2,414.01	5,166.22	5,108.62
H24	大袋保育所	子ども育成課	20	22,513	23,384	23,543
H24	児童発達支援センター	子育て支援課	9.67	12,431.30	10,111.10	計測器故障
H25	荻島保育所	子ども育成課	20	11,560	11,037	10,392
H25	出羽地区センター	出羽地区センター	10	14,178.15	13,700.28	13,484.10
H26	保健所	保健総務課	20	22,947.68	24,803.87	24,803.87 (推定)
H27	ひのき荘	福祉推進課	20	28,612.40	27,500.80	25,552.90
H27	西方小学校	学校管理課	10	11,947.07	11,671.50	11,676.30
H27	大相模地区センター	大相模地区センター	10	13,148.90	12,133.81	11,149.80
H27	消防本部	消防本部 総務課	10	12,966.77	12,526.66	12,681.92
H29	谷中分署	消防本部 総務課	20	15,292	16,520.21	16,633.08
R1	保健センター	地域医療課	20		9,400.70	30,216.90
	合計		291.88	235,044.08	261,473.85	255,077.09

※CO₂排出係数は 0.462kg-CO₂/kWh を使用しています。

※増林小学校、城ノ上小学校、蒲生小学校は、計器の故障のため、推定値となります。

※農業技術センターは、インバータ内装置故障のため、稼動していません。

※大相模地区センター・消防署は平成 28 年 2 月、谷中分署は平成 29 年 8 月から稼動開始しました。

※西方小学校、大相模地区センター、消防本部には太陽光発電設備に併せて、約 15kWh の蓄電池も設置されています。

※新方保育所は、落雷による発電設備故障のため稼働していません。

※障害者就労訓練施設しらこぼとは、機器の故障のため令和 2 年 4 月～8 月までの実績となります。（令和 3 年 6 月より再開しています。）

越谷・松伏水道企業団の太陽光発電実績（過去3年間）

設置年度	施設名	発電能力 (kW)	H30 年度実績 (kWh)	R 元年度実績(kWh)	R2 年度実績(kWh)
H22	北部配水場	55	66,388	64,238	64,281

2-2 グリーン電力証書システム

市では地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスを削減するために平成14年10月から平成30年3月まで、「グリーン電力証書システム」により風力発電による「グリーン電力」を導入しました。「グリーン電力」とは、風力、太陽光、水力などの自然エネルギーによって発電された電力のことです。石油や石炭などの化石燃料による発電は、発電するときに温室効果ガスの二酸化炭素を発生しますが、自然エネルギーによる発電は環境への負荷が少なく、稼働時の二酸化炭素がほとんど発生しないため、温室効果ガスの発生が抑制されます。

グリーン電力の導入により、平成27年度から平成30年度まで、市内の小中学校、児童館、科学技術体験センターで使用する電力量の半分をグリーン電力としました。このシステムによって、年間約1,663トンの二酸化炭素の削減効果がありました。

※3,600,000kWh（グリーン電力利用量）×0.462kg-CO₂/kWh（CO₂排出係数）=1,663.2.6トン



市が導入していたグリーン電力証書システム

市内のグリーン電力証書システムの導入企業

企業名	年間契約	発電方法	CO ₂ 削減効果
池中建設株式会社	1万 kWh	バイオマス	4.62 t

※CO₂排出係数は0.462kg-CO₂/kWhを使用しています。

2-3 太陽熱利用

太陽熱とは、太陽の熱によって水を温め、その熱を利用するものです。市では2つの保育所で太陽熱を利用しております。

太陽熱利用施設（温熱源利用）

施設名	設置年度	加熱能力*	用途	CO ₂ 削減量
深田保育所	H13	約36,000kcal/日	厨房等	約10.3kg/日
増林保育所	H14	約36,000kcal/日	プール・シャワー	約10.3kg/日

※ 吸熱能力:3,000kcal/m²・日 パネル面積20m² 効率約60%より算定

※ CO₂削減量は、1cal=4.19J、灯油のCO₂排出係数は0.0686t-CO₂/GJを使用しています。

2-4 小水力発電

1万キロワット以下の水力発電を一般的に小水力発電と呼んでおり、市内の公共施設では、西部配水場に75kWの水力発電が設置されています。

越谷・松伏水道企業団の小水力発電実績（過去3年間）

設置年度	施設名	発電能力 (kW)	H30年度実績 (kWh)	R元年度実績 (kWh)	R2年度実績 (kWh)
H18	西部配水場	75	539,967	607,271	630,016

2-5 東埼玉資源環境組合での発電・余熱利用

東埼玉資源環境管理組合第一工場では、ごみの焼却処理の過程で必然的に発生する熱エネルギーを有効利用するためにごみ発電を行っています。また、近隣の施設において余熱及び発電機能を活用しています。

東埼玉資源環境組合での発電量及びいきいき館への電力供給量（過去3年間）

年度		H30年度	R元年度	R2年度
発電量 (kWh)		90,014,610	91,861,930	921,99,780
いきいき館	電力供給量 (kWh)	921,880	917,480	716,490
	CO ₂ 換算量 (t)	425.9	423.8	331.0

CO₂排出係数は0.462kg-CO₂/kWhを使用しています。

東埼玉資源環境組合での余熱供給量（過去3年間）

施設名	H30年度 (GJ)	R元年度 (GJ)	R2年度 (GJ)
憩いの里	4,710.3	2,357.9	3,206.9
農業技術センター	707.0	342.2	893.4
いきいき館	7,262.2	7,143.3	5,693.5

(GJ ギガジュール=239,000kcal)

3. 省エネルギー

3-1 公共施設における蓄熱型空調システム

夜間の電力を使って蓄熱槽に熱エネルギーを蓄え、昼間に利用することで電力負荷の平準化を図り、エネルギーの有効利用と二酸化炭素の削減に寄与しています。

深夜電力の利用施設

施設名	設置年度	設備
中央市民会館	H3	空気調和設備（氷蓄熱チラーユニット）※一部居室
桜井地区センター	H11	室内空調
市役所第二庁舎	H11	室内空調
科学技術体験センター	H12	室内空調
増林保育所	H13	空冷ヒートポンプエアコン（一部蓄熱）
消防庁舎	H13	空冷ヒートポンプエアコン（一部蓄熱）
南越谷地区センター	H13	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
産業雇用支援センター	H16	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
リサイクルプラザ工場棟	H17	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
荻島地区センター	H17	空気調和設備ビル用マルチ（氷及び温水蓄熱）
城ノ上小学校	H18	空気調和設備ビル用マルチ（氷及び温水蓄熱）
増林地区センター・教育センター	H18	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
リサイクルプラザ啓発棟	H19	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
大相模地区センター	H20	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
新方保育所	H21	蓄熱式床暖房
障害者就労訓練施設しらこぼと	H22	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
児童発達支援センター	H24	蓄熱式床暖房 空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
大袋保育所	H24	蓄熱式床暖房
荻島保育所	H25	蓄熱式床暖房
出羽地区センター	H25	空気調和設備ビル用マルチ（氷蓄熱）
保健所	H26	空調ビル用マルチ（氷蓄熱） ※保健所1階のみ
市役所第三庁舎	H26	空調ビル用マルチ（氷蓄熱） ※維持管理課・運転手控室等除く
大相模保育所	R2	蓄熱式床暖房

4. 廃棄物処理

4-1 ごみ処理の概要

家庭系ごみの収集品目は燃えるごみ、燃えないごみ、古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、紙パック）、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ、粗大ごみの14品目としています。

家庭系ごみの収集は、ステーション方式により燃えるごみは週2回、燃えないごみと資源ごみ（古紙類、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ）は隔週1回、直営または委託業者による収集を行っています。粗大ごみは、申込制により委託業者による戸別収集と、越谷市リサイクルプラザへの直接搬入を受け付けています。せん定枝・刈草については、申込制により東埼玉資源環境組合への直接搬入を受け付けています。

事業系ごみについては、許可業者による直接搬入としています。

燃えるごみについては、組合の第一工場ごみ処理施設で焼却し、発電や熱供給などを行っています。せん定枝・刈草については、組合の堆肥化施設において資源化しています。

燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザにおいて、破碎・選別等の資源化処理を行っています。その他の資源ごみ（古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイ）については、再生事業者に引き渡して資源化しています。

収集区分と収集運搬体制

項目		収集方式	排出形態	収集回数		
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	ステーション	袋	週2回	
		燃えないごみ	ステーション	カゴ	隔週	
		古紙類	新聞	ステーション	ひも結束	隔週
			雑誌			
			段ボール			
			雑紙			
			紙パック			
		ペットボトル	ステーション	カゴ	隔週	
		缶	ステーション	カゴ	隔週	
		びん	ステーション	カゴ	隔週	
		古着類	ステーション	袋	隔週	
		白色トレイ	ステーション	カゴ	隔週	
	危険ごみ	ステーション	カゴ	隔週		
粗大ごみ	戸別	—	随時（申込制）			
直接搬入	粗大ごみ、せん定枝・刈草	—	—	随時（申込制）		
事業系ごみ	許可業者	燃えるごみ、せん定枝・刈草	—	—	—	
	許可業者・直接搬入	燃えないごみ	—	—	—	
		資源物	—	—	—	

家庭ごみの分け方・出し方

<p>燃えるごみ</p> <p>透明又は半透明の袋に入れてください</p>	<p>一辺が50cm未満のもの</p> <p>台所の生ごみはよく水を切る</p> <p>台所の生ごみ</p> <p>台所の生ごみはよく水を切る</p>	<p>ゴミ、皮革類</p> <p>落ち葉、雑草</p> <p>枝は50cm未満 直径10cm以下に切る</p> <p>プラスチック製品</p>
<p>燃えないごみ</p> <p>黄色いカゴに入れてください</p>	<p>一辺が50cm未満のもの</p> <p>割れたガラス、せともの、包丁</p> <p>新聞紙などに包み「品名」を明記</p>	<p>金属類</p> <p>小型電化製品・ノートパソコン(デスクトップ型は除く) 電気コードは切って「危険ごみ」へ</p>
<p>古紙類</p> <p>品目ごとにひもでしばってください</p>	<p>新聞紙</p> <p>雑誌(書籍含む)</p> <p>段ボール</p> <p>雑紙</p> <p>牛乳パック (洗って乾かしてください)</p>	<p>収集しないもの</p> <p>・汚れが落ちない紙類や香水、洗剤などのおいづつしたのもの</p> <p>・紙コップ、写真、カーボン紙、防水加工されたもの ⇒「燃えるごみ」</p>
<p>ペットボトル</p> <p>黄色いカゴに入れてネットをかけてください</p>	<p>ペットボトル</p> <p>PETのマークが自由です</p> <p>※無色透明なものに限ります</p> <p>①キャップとラベルを外す</p> <p>②すすいで</p> <p>③つぶす</p> <p>キャップとラベルは「燃えるごみ」</p>	<p>収集しないもの</p> <p>・シャンプーや食用油などのプラスチック容器</p> <p>・色つきのペットボトル ⇒「燃えるごみ」</p>
<p>缶</p> <p>黄色いカゴに入れてください</p>	<p>缶のふた</p> <p>飲料、食品用、のり、お菓子、粉ミルクなどの缶類</p> <p>①中身を空にしてください</p> <p>②すすいでください</p>	<p>収集しないもの</p> <p>・スプレー缶、カセットボンベ ⇒「危険ごみ」</p> <p>・汚れが落ちない缶 ⇒「燃えないごみ」</p>
<p>びん</p> <p>青色のカゴに入れてください</p>	<p>割れたびんもびんとして出してください</p> <p>飲料、食品用、醤油、酒、家庭用常備薬、ドリンク剤などのガラスびん</p> <p>①中身を空にして</p> <p>②キャップを外してプラスチック製⇒「燃えるごみ」</p> <p>③すすいで</p> <p>④すすいでください</p> <p>※ラベルはそのまま</p>	<p>収集しないもの</p> <p>・ガラス食器、板ガラス</p> <p>・汚れの落ちないもの</p> <p>・破断品、スリッパ、ベッドに使用したもの ⇒「燃えないごみ」</p>
<p>古着類</p> <p>透明又は半透明の袋に入れてください</p>	<p>古着、タオル、婦人服、下着、シーツ、子供服、浴衣、Gパン、紳士服、毛布、スーツ、サマーセーター、ダウンジャケット、コートオーバー、冬物衣料、カバン、カーテンなど</p> <p>①洗って</p> <p>②乾かしてください</p> <p>※雨の日は出さないでください (濡れると資源になりません)</p>	<p>収集しないもの</p> <p>・濡れたもの、破れているもの</p> <p>・汚れが落ちないもの</p> <p>・破断品、スリッパ、ベッドに使用したもの ⇒「燃えるごみ」</p>
<p>白色トレイ</p> <p>黄色いカゴに入れてネットをかけてください</p>	<p>肉、魚、野菜、などが入っていた白い皿状のもの</p> <p>※色つきトレイは含まれません</p> <p>※食品用のものに限ります</p> <p>①洗って</p> <p>②乾かしてください</p> <p>※雨の日は出さないでください (濡れると資源になりません)</p>	<p>収集しないもの</p> <p>・色や柄がついたトレイ</p> <p>・納豆の容器</p> <p>・カップめん等の容器</p> <p>・持ち帰り弁当の容器 ⇒「燃えるごみ」</p>
<p>危険ごみ</p> <p>赤色のカゴに入れてください</p>	<p>【対象となる全品目】</p> <p>スプレー缶、カセットボンベ</p> <p>使い切ってから出してください</p> <p>中身入りの時は「中身入り」と明記して出してください</p> <p>水銀入り体温計、温度計</p> <p>蛍光管、電球</p> <p>購入時の箱などに入れる</p> <p>「プラグは燃えないごみ」</p> <p>乾電池</p> <p>ライター</p> <p>ビニール袋に入れ「ライター」「乾電池」と明記</p>	<p>電気コード</p>

◎お願い：割れたガラス製品、せともの類、カミソリの刃や包丁は「燃えないごみ」へ出してください
水銀が含まれる体温計、温度計、乾電池などは「危険ごみ」へ出してください

粗大ごみ 一辺が50cm以上または、10kg以上のものは粗大ごみです

① 市に収集を依頼する場合(流れ)

<p>申し込み</p> <p>①品物の大きさを確認してからお申し込みください</p> <p>1.電話で申し込み</p> <p>2.電子申請で申し込み (越谷市ホームページから)</p>	<p>シールの購入</p> <p>①必要な枚数のシールを、取換所にてお求めください (シールの枚数は申し込み時にご案内します)</p>	<p>収集</p> <p>①当日朝8時までに出してください</p> <p>②シールに必要な事項を記入し、品物ごとに必要な枚数を見える場所に貼ってください</p>
---	--	---

予約専用電話 973-5300

- 電話番号の掛け間違いにご注意ください
- 月曜日や休日の翌日は大変混み合います
- 【受付時間】月曜日から金曜日 8時30分から午後5時(年末年始・祝日を除く)
- 【収集日】燃えないごみ・ペットボトルの収集曜日に毎週伺います(祝日を除く)
- 【出す場所】①一戸建てにお住まいの方……玄関先
- ②共同住宅(アパート・マンション)にお住まいの方……共同住宅専用のごみ集積所(敷地内にごみ集積所がない場合は、ご予約時にご相談ください)

一時多量ごみ 引越しなどの一時多量ごみは、①分別して何回かに分けて通常収集時に出す②収集運搬許可業者に処理を依頼する などにより処理を行ってください。

●粗大ごみシールは必ずご予約してからお求めください

粗大ごみシールについて

●シールの取扱場所

<p>●公共施設</p> <p>●北部・南部出張所</p> <p>●越谷市リサイクルプラザ</p>	<p>●市内コンビニ エンスストア (一部店舗除く)</p>
---	--------------------------------

●手数料

一辺の長さ	手数料
50cm以上120cm未満	400円
120cm以上180cm未満	800円
180cm以上	1,200円
スプリング入りマットレス	2,800円

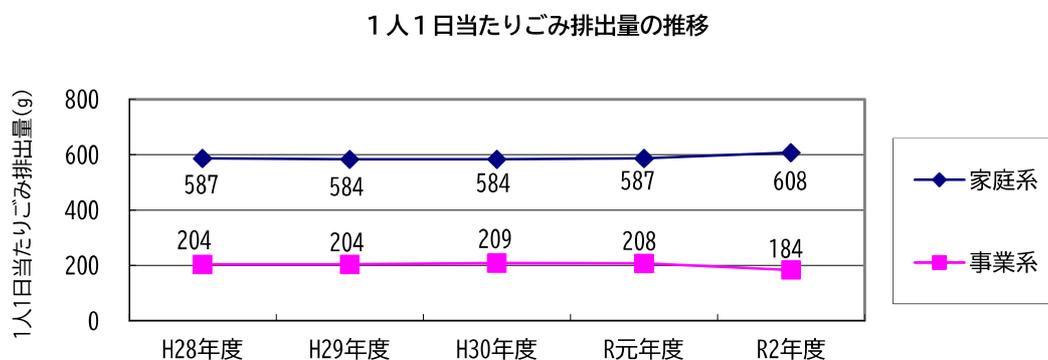
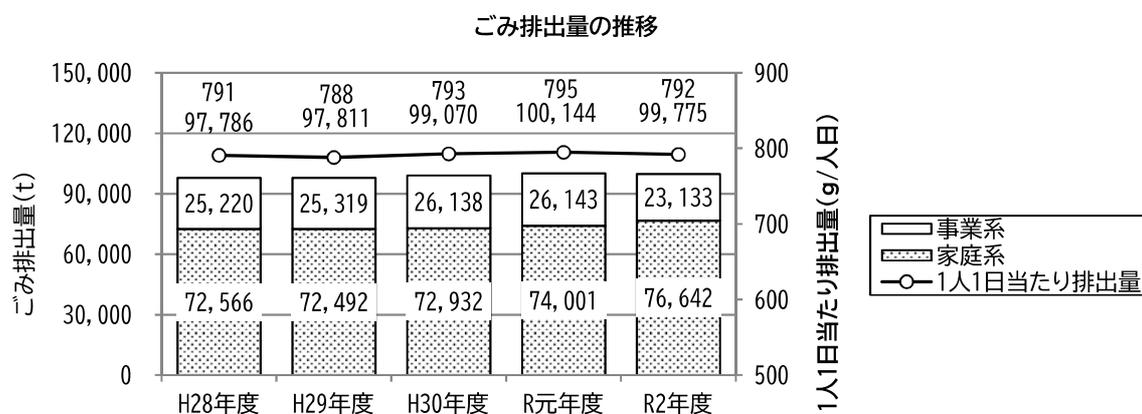
●シール見本

② 自分で直接持ち込む場合 **予約専用電話973-5300** (必ずご予約ください) 電話番号の掛け間違いにご注意ください

- 粗大ごみを自ら搬入する場合には限ります
- 市内在住を確認します(運転免許証等) ※確認できない場合、搬入をお断りします
- 廃棄物処分届書に氏名等記入していただきます
- 手数料はベッドマットレスのみ1,600円 他は無料です
- 持ち込み方法 場所：越谷市リサイクルプラザ(越谷市砂原355番地) 時間：月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始除く) 午前9時から11時30分まで、午後1時から3時まで ※社会情勢の変化により、持ち込む際の条件が変わる場合がありますのでご了承ください。

4-2 ごみの排出状況

令和2年度におけるごみの総排出量 99,775 t で、前年度より 369 t、0.37%減少しました。



4-3 し尿処理の概要

し尿処理は、公共下水道、浄化槽及び汲み取りにより実施しています。汲み取りの収集対象人口は、昭和58年から公共下水道の供用開始に伴い減少傾向にあります。

令和2年度末現在には、越谷市の世帯のうち81.7%が公共下水道を利用しており、17.5%が浄化槽、0.8%が汲み取りの収集対象となっています。なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理は東埼玉資源環境組合にて処理しています。

し尿処理形態別 世帯数及び人口の推移

		H29.4.1	H30.4.1	R元.4.1	R2.4.1	R3.4.1
総世帯数		148,864	151,228	153,949	156,453	158,751
総人口		339,677	341,095	343,383	344,682	345,487
収集世帯・人口	生し尿(世帯)	1,648	1,582	1,499	1,395	1,300
	生し尿(人口)	2,860	2,655	2,471	2,315	2,114
	浄化槽(世帯)	28,119	27,619	27,664	27,683	27,699
	浄化槽(人口)	67,511	66,983	64,954	63,946	63,135
	浄化槽設置基数	19,438	19,777	20,906	21,037	21,059
	収集世帯(合計)	29,245	29,201	29,163	29,078	28,999
	収集人口(合計)	70,371	69,638	67,425	66,261	65,249
非収集世帯・人口	公共下水道世帯	119,083	121,505	124,786	127,375	140,940
	公共下水道人口	269,306	271,421	275,958	278,421	303,293
	自家処理(世帯)	0	0	0	0	0
	自家処理(人口)	0	0	0	0	0
	非収集世帯合計	119,083	121,505	124,786	127,375	140,940
	非収集世帯人口	269,306	271,421	275,958	278,421	303,293

構成比%		H29.4.1	H30.4.1	R元.4.1	R2.4.1	R3.4.1
構成比%	生し尿世帯	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8
	浄化槽世帯	18.9	18.3	18.0	17.7	17.5
	公共下水道世帯	80.0	80.7	81.0	81.4	81.7
	自家処理世帯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

4-4 ごみ処理に関する経費

令和2年度における清掃費決算額の経費は2,788,561千円となり、前年度より34,390千円増加しています。

清掃費決算額の推移

(単位：千円)

年度	一般会計	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	リサイクルプラザ費	合計	一般会計に占める割合
H28	93,002,457	1,534,306	1,187,594	40,725	0	2,762,625	2.97%
H29	97,984,805	1,344,500	1,186,759	40,673	0	2,571,932	2.62%
H30	97,712,680	1,484,541	1,188,586	40,662	0	2,713,789	2.78%
R元	101,759,575	1,493,038	1,220,507	40,626	0	2,754,171	2.71%
R2	154,186,714	1,480,718	1,267,307	40,536	0	2,788,561	1.81%

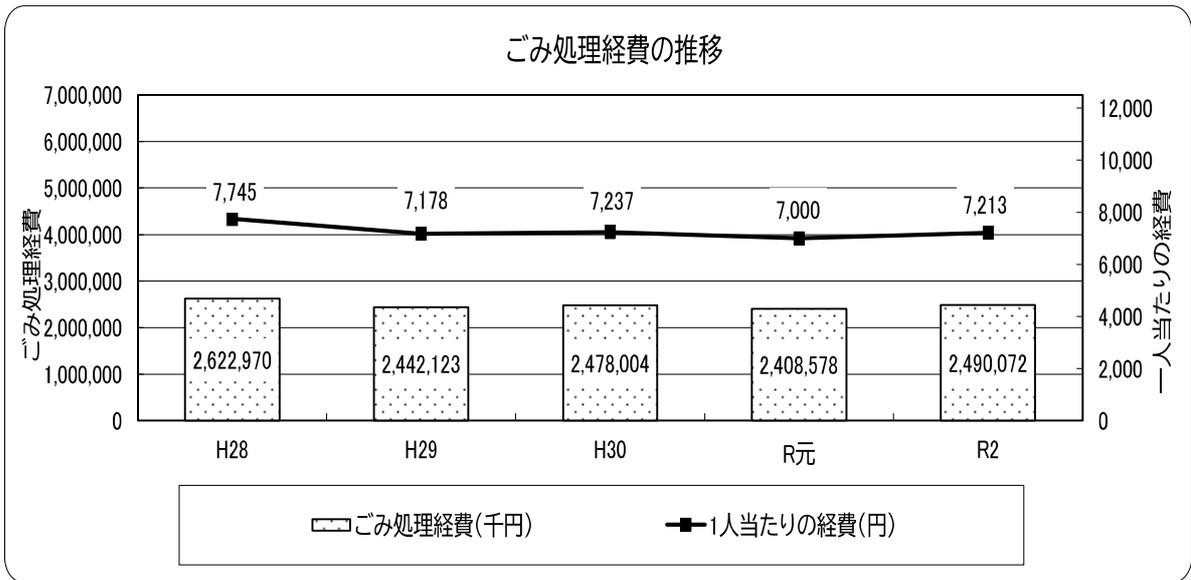
※平成27年度よりリサイクルプラザ費は塵芥処理費に含める。

令和2年度におけるごみ処理の経費は2,490,072千円であり、市民1人当たり7,213円になります。

ごみ処理に関する経費

ごみ処理に関する経費

	H28	H29	H30	R元	R2
ごみ処理経費(千円)	2,622,970	2,442,123	2,478,004	2,408,578	2,490,072
1人当たりの経費(円)	7,745	7,178	7,237	7,000	7,213
人口	338,688	340,206	342,401	344,088	345,217



5. 資源循環

5-1 ごみの資源化

市で収集したごみは各施設及び選別業者に運ばれ、処理および資源化をしています。

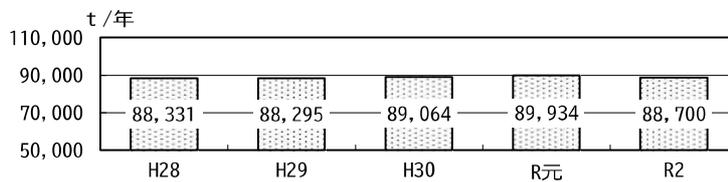
(ア) 東埼玉資源環境組合

燃えるごみは第一工場ごみ処理施設で焼却処理を行っており、令和2年度の焼却処理量は88,700 tとなりました。

ごみ処理施設では、焼却処理に伴って発生する熱を最大限利用した、発電や熱供給などを行っています。焼却処理による発生した灰の一部（令和2年度は3,520 t）は人工砂としてリサイクルされ、舗道の下層路盤材として利用されています。

せん定枝・刈草は第一工場堆肥化施設で堆肥化を行っています。令和2年度は284 tを搬入しています。

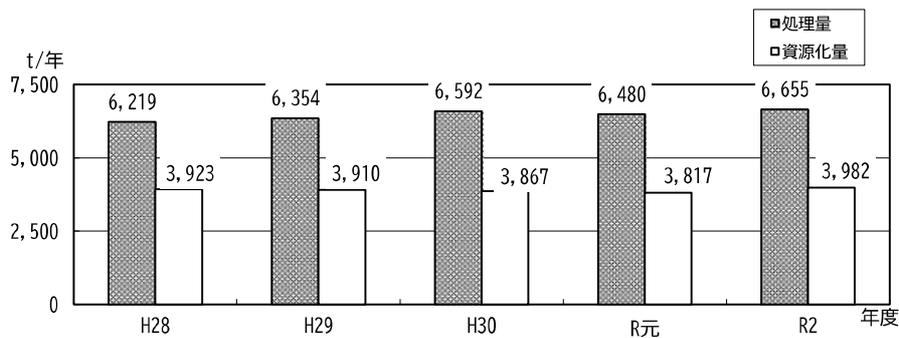
焼却処理の推移



(イ) リサイクルプラザ

燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみが集められ、選別や破碎処理を行っています。さらに、破碎物の中から、鉄、アルミを回収して資源化しています。

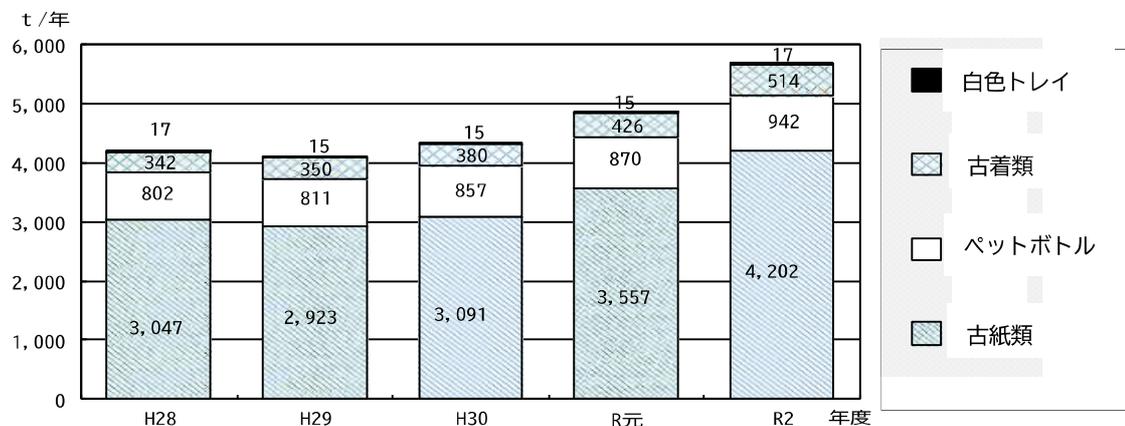
処理量・資源化量の推移



(ウ) 再生事業者

古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイは再生事業者に引き渡して資源化しています。

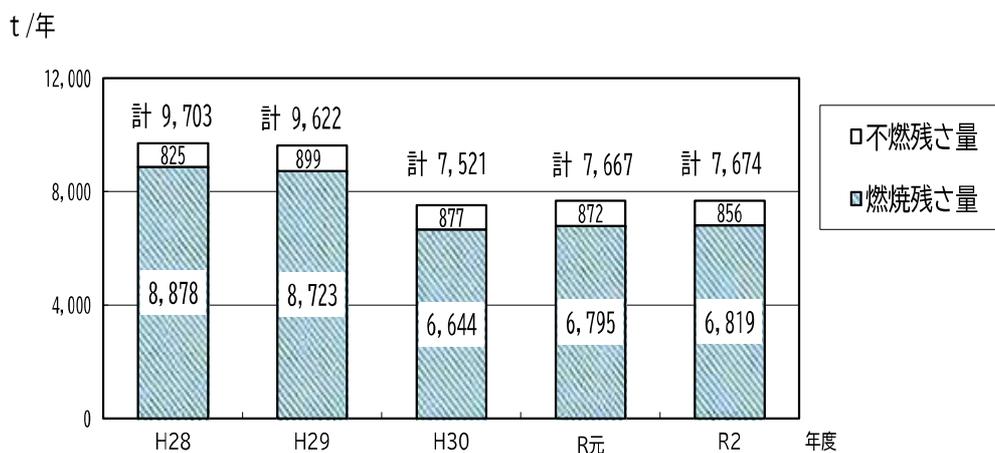
資源化量の推移



(エ) 最終処分

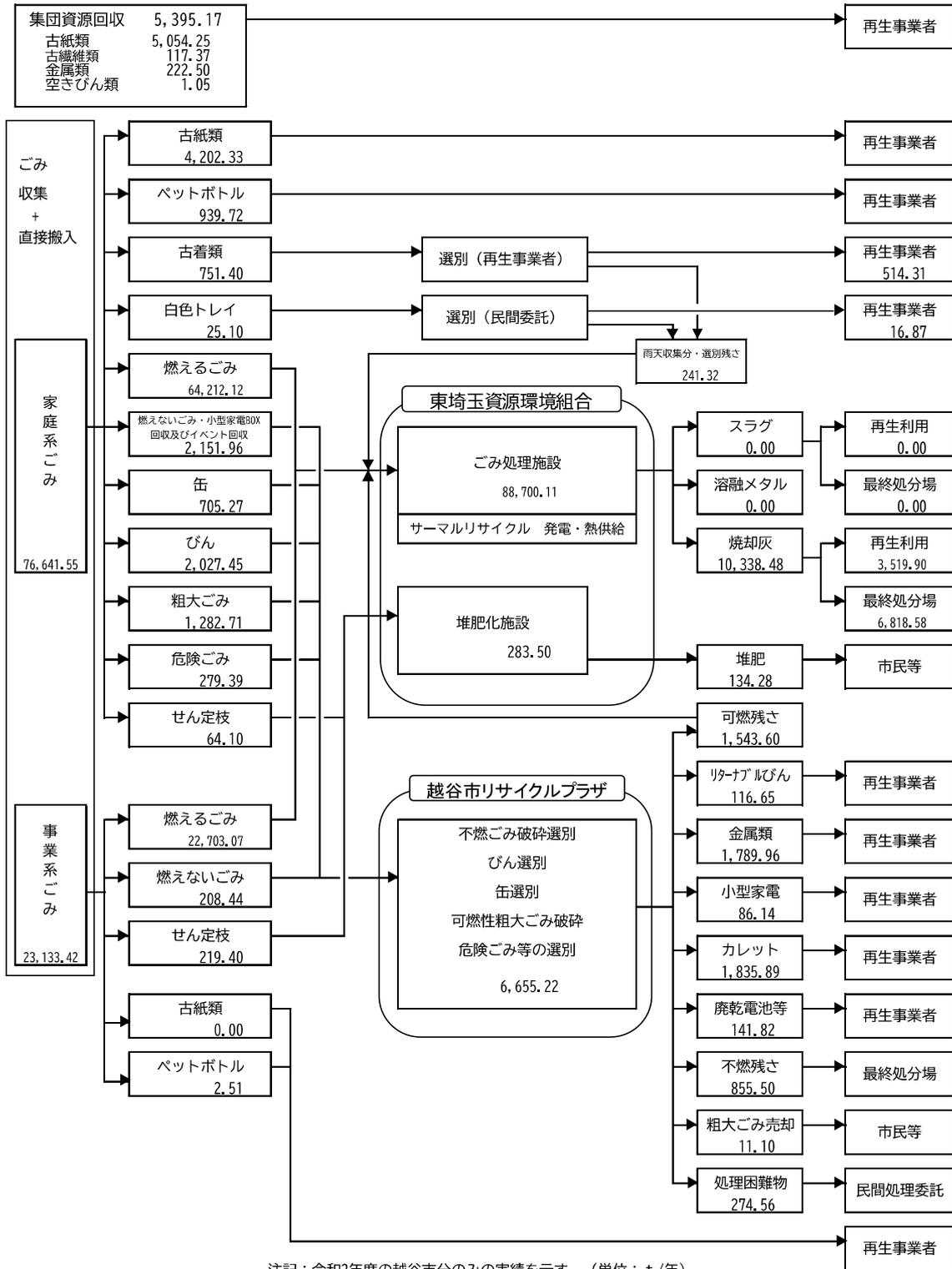
東埼玉資源環境組合の第一工場ごみ処理施設から排出される焼却残さについては、スラグ化して組合の最終処分場に埋立処分しています。スラグ化できない残さについては、県内及び県外の最終処分場において埋立処分しています

また、リサイクルプラザから排出される不燃残さについては、埼玉県環境整備センター（寄居町）において埋立処分しています。



— 越谷市のごみ処理の流れ —

令和2年度



注記：令和2年度の越谷市分のみの実績を示す。(単位：t/年)

5-2 3Rの促進

(ア) 集団資源回収

市内では、自治会や子供会など453団体（令和3年3月31日現在登録分）によって、古紙類、古繊維類、金属類（缶類）、空きびん類などの資源の回収が行われています。

これらの活動を支援するために市では、各団体に対して回収量に応じた補助金を交付しています。令和2年度においては、5,395tが回収されており、その9割以上が古紙類となっています。

令和2年度の補助金は、資源回収量に1kg当たり8円を乗じて得た額になります。

資源回収実績の推移

年度	回収量(t)	前年比(%)	売上額(円)	補助金額(円)
H28	7,416	94.5	28,320,258	59,263,700
H29	6,986	94.2	34,434,149	55,821,700
H30	6,582	94.2	30,907,686	52,591,800
R元	6,102	92.7	20,452,061	48,748,300
R2	5,395	88.4	9,652,050	43,101,800

資源回収品目別実績

年度	紙類		繊維		金属		びん		計 量(t)
	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	
H28	7,084	95.5	113	1.5	214	2.9	5	0.1	7,416
H29	6,651	95.2	109	1.5	221	3.2	5	0.1	6,986
H30	6,246	94.9	116	1.8	215	3.2	5	0.1	6,582
R元	5,767	94.5	113	1.8	218	3.6	4	0.1	6,102
R2	5,054	93.7	117	2.2	222	4.1	1	0.0	5,394

(イ) 家庭用生ごみ処理機器

家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理機器を設置した世帯に対し、補助金を交付しています。

令和2年度の補助金は、購入価格の1/2（限度額3万円）になります。

補助状況の推移

	補助基数(基)			補助金額(円)		
	コンポスト式	電気式	計	コンポスト式	電気式	計
H28	5	20	25	37,600	517,300	554,900
H29	1	23	24	7,000	620,300	627,300
H30	1	19	20	1,600	463,200	464,800
R元	1	24	25	3,000	550,400	553,400
R2	2	25	27	15,200	541,300	556,500

※補助額 購入価格の1/2（限度額3万円） 100円未満切捨て

※補助基数 1世帯につき1基まで

(ウ) リユース品の利用促進

粗大ごみとして出された木製家具等を修理再生し、市民を対象に常時販売しています。

再生家具等販売実績

年度	販売点数
H30	2,519点
R元	2,365点
R2	995点

※新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年4月15日～6月15日、

令和2年12月26日～令和3年3月7日の期間、販売を一時中止していました。

(エ) 市内企業による古紙の再生

市内の企業（31 事業所）が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取り組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大定着を図り、資源循環型社会の実現を目指して、平成 5 年に発足した「オフィス・ペーパー・リサイクル越谷」が、上質紙、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックの 5 種類に分け、専用の回収袋により、2 週間に 1 回グループ回収を行っています。

オフィス・ペーパー・リサイクル越谷による回収量（過去 5 年間）

単位：kg

年度	段ボール	上質紙	雑誌	新聞	牛乳パック	合計
H28	22,200	4,480	62,490	3,640	40	92,870
H29	22,720	4,570	55,100	4,220	10	86,620
H30	23,080	3,760	59,500	3,340	20	89,700
R 元	24,900	5,720	54,740	2,860	0	88,220
R2	19,960	5,910	38,910	1,800	0	66,580

(オ) グリーン購入

市では、平成 26 年 4 月に「越谷市グリーン購入推進に関する基本方針」を策定しました。この基本方針は、市が物品等を購入する際、環境に配慮した商品の選択（グリーン購入）を推進し、市の業務活動に伴って発生する温室効果ガスの抑制を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な地域社会を形成することを目的としています。

グリーン購入実績表

年 度	重点調達品目※		
	該当件数	適合件数	グリーン購入適合率
H28	10,526	8,500	80.8%
H29	7,155	5,852	81.8%
H30	7,529	6,056	80.4%
R 元	7,458	6,028	80.8%
R2	7,652	6,134	80.2%

※重点調達品目とは、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で規定する「特定調達品目」の内、市が指定する品目としています。

(カ) 普及啓発

①廃棄物減量等推進員

地域におけるごみに関する市と市民の協働の推進を図ることを目的に廃棄物減量等推進員制度を設けています。令和 3 年 3 月 31 日現在、531 人の方が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発活動を行っています。

②環境学習

リサイクルプラザに運ばれたごみがどのように処理されているか、また、ごみの分別や集められたごみがどのようにリサイクルされているかを啓発するため、環境について学ぶ小学 4 年生や自治会などに対して、リサイクルプラザの施設見学および出張講座を行っています。

令和 2 年度の実績

施設見学 10 回 463 人 （市政移動教室、小学校、自治会等）

出張講座 8 回 663 人 （小学校、保育所、老人福祉施設等）

※新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年 4 月 15 日～6 月 15 日、令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 3 月 7 日の期間休止していました。

③食品ロス削減の啓発

家庭における食品ロスの発生抑制として「食材を買いすぎない」、「食材を上手に使い食べきる」、「賞味期限を過ぎても、すぐに食材を捨てない」の3ヶ条を設け、日常生活の中で食品ロス削減に向け行動を示すことや、現状の周知を行うとともに、食品ロス削減をテーマとしたエコ・クッキング教室などを行っています。

また、ごみ収集カレンダーにおいて、「食品ロス削減の日(10月30日)」を周知し「食材の使いきり」や「冷蔵庫の中身のチェック」などの啓発を行っています。平成31年3月からはリサイクルプラザに食品回収ボックスを設置し、家庭で余った食品や未利用食品を持ち寄るフードドライブ事業を行っており、「フードドライブの日(1月15日)」を広報で周知するなど、市民への協力を呼びかけています。

(キ) 小型家電リサイクルへの取組

平成25年度4月より携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器に含まれる金や白金などの貴金属や、レアメタルといわれる有用金属の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が施行され、市では平成26年度より小型家電の回収を始めました。

現在回収ボックスを4施設、簡易型回収ボックスを31施設に設置し、使用済み小型家電の回収促進に努めています。

小型家電回収実績

年度	ボックス回収量(t)	ピックアップ回収量(t)	イベント回収量(t)※	総回収量(t)
H28	0.66	57.94	0	58.60
H29	1.15	67.34	0.07	68.56
H30	1.52	77.80	0.03	79.35
R元	0.96	82.34	0	83.30
R2	1.04	85.10	0	86.14

※平成29年7月から平成30年度末まで、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。

5-3 適正処理の推進

(ア) 産業廃棄物処理施設設置等に関する紛争の予防

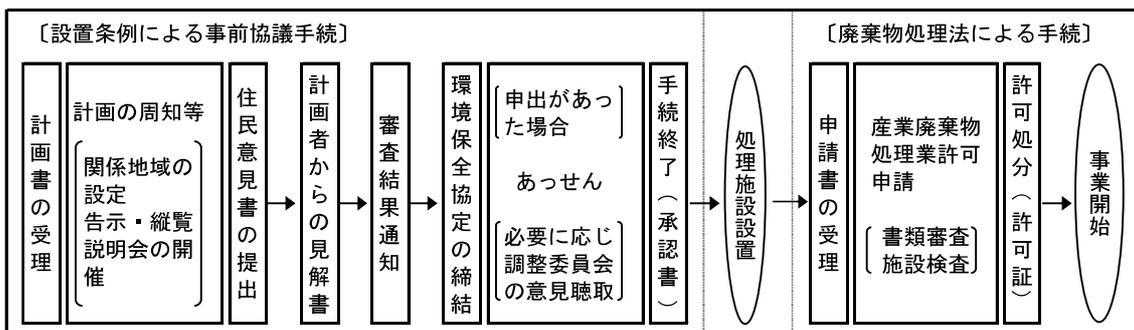
産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置の許可申請に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、許可又は不許可の処分を行うことにより、周辺地域の生活環境の保全を図ります。

そのために、産業廃棄物処理業の新規の許可申請や業の変更（処理能力や事業場を一定以上に増大させる等）の許可申請等を行う場合には、事業計画者に対して、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（以下「設置条例」という。）に基づく事前協議手続を行うこととしています。事業計画の公開、関係住民への説明会、環境保全協定の締結等により、事業計画者と関係住民との紛争を予防し、合意形成を促進します。

産業廃棄物の処理を行うために必要となる廃棄物処理法に基づく許可は、他人の産業廃棄物を処理する場合の「業の許可」と一定規模以上の処理施設を設置する場合の「施設設置許可」に大別され、主なものは以下のとおりです。

- | | |
|----------------------------------|--|
| ①産業廃棄物収集運搬業許可
（積替え保管を含む。） | 収集、運搬及び積替えのための一時保管 |
| ②産業廃棄物処分業許可 | 破碎、焼却等の中間処理及び最終処分 |
| ③特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
（積替え保管を含む。） | 爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の収集運搬及び積替えのための一時保管 |
| ④特別管理産業廃棄物処分業許可 | 爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の処分 |
| ⑤産業廃棄物処理施設設置許可 | 一定規模以上の処理能力を備えた破碎、焼却等の中間処理施設及び最終処分場 |

産業廃棄物処理施設の設置等の手続



産業廃棄物処理業許可業者数及び産業廃棄物処理施設数（令和3年3月31日現在）

区 分		業 者・施設数	
処 理 業 許 可 業 者	産 業 廃 棄 物	収集運搬業（積替え保管を含む。）	7
		処分業（移動式を除く。）	9
		処分業（移動式）	5
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	収集運搬業（積替え保管を含む。）	1
		処分業（移動式を除く。）	0
処 理 施 設	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	0	1
		6	6

(イ) 産業廃棄物の適正処理に関する指導

「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」ことを目的とした廃棄物処理法に基づき、排出事業者、産業廃棄物処理業許可業者等に対し指導や啓発を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理の促進を図ります。

①産業廃棄物処理業者の指導・監督

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）及び産業廃棄物処分業の許可業者において、産業廃棄物が適正に処理されているかを確認するため、立入検査等により事業場の検査を実施しています。

また、越谷市内の産業廃棄物処理業許可業者から毎年報告される産業廃棄物処理実績報告書を集計・分析することにより、処理状況を把握しています。

②産業廃棄物排出事業者の指導・監督

廃棄物処理法第3条（事業者の責務）に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物を適正に処理できるよう必要な助言及び指導を行っています。

なお、産業廃棄物の排出事業者は、他人に処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられており、毎年6月までに前年度の産業廃棄物管理票の交付状況を越谷市長に報告する必要があります。

③産業廃棄物の不適正処理事業者の指導・監督

産業廃棄物は、適正に処理しなければなりません。排出された産業廃棄物が適正に処理されず、大量に野積みされてしまう場合があります。越谷市内には、中核市移行により産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲される以前からの野積みされた産業廃棄物の山が6か所あり、行為者等に対し搬出等の改善指導を行っています。

また、産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、野積み等については、未然防止及び早期発見・解決を図るため、速やかに実態を調査し、行為者に対して適正処理を指導しています。

市民からの通報や職員によるパトロール等により発見した新たな不適正処理事案については、産業廃棄物が長期に渡り放置されることのないよう、速やかに行為者を特定し、指導を行っています。

産業廃棄物の適正処理に関する指導件数

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	平成元年度	令和 2 年度
処 理 業 許 可 業 者	定例立入	28	38	26	26
	臨時立入	25	10	6	6
	小 計	53	48	32	32
不 適 正 処 理 事 業 者	立 入	34	150	154	146
	監 視	294	447	320	417
	小 計	328	597	474	563
不 法 投 棄	立 入	12	8	19	43
野 外 焼 却	立 入	24	11	12	18
計		417	664	537	656

④産業廃棄物収集運搬車両の路上検査

産業廃棄物不適正処理の未然防止活動の一環として産業廃棄物を運搬する車両を検査し、廃棄物処理法の適合状況の確認をするとともに産業廃棄物の処理ルートを把握することで、産業廃棄物の不適正処理を厳しく監視・指導するために、警察等関係機関の協力を得て、路上検査を実施しています。

<産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム36」※）による一斉路上検査>

●令和元年度は雨天により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
（参考：平成30年度）

日時：平成30年10月12日（金）

場所：関越自動車道新座料金所（下り線）

※ 関東甲信越などの36の都県市で構成

⑤使用済自動車のリサイクルに関する取組

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、引取業及びフロン類回収業の登録申請並びに解体業及び破砕業の許可申請に対して、法に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、登録又は許可の可否の決定を行い、周辺地域の生活環境の保全を図ります。特に、解体業及び破砕業の許可申請の場合には、事業計画者に対して事前協議手続を行うこととしています。

自動車リサイクル法では、以下の関連事業者及びその役割が規定されています。

- i 引取業者 自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡します。
- ii フロン類回収業者 使用済自動車からフロン類を回収して自動車メーカー等（自動車メーカー及び輸入業者）へ引き渡し、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡します。
- iii 解体業者 使用済自動車からエアバッグ類を回収して自動車メーカー等へ引き渡し、有用部品等を取り除いた解体自動車を破砕業者へ引き渡します。
- iv 破砕業者 解体後自動車を破砕して金属類とシュレッダーダストを分別し、シュレッダーダストを自動車メーカー等へ引き渡します。

※自動車メーカー等は、引き取った3品目（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）を適正に処理し、リサイクルを行います。

使用済自動車リサイクル関連事業者数（令和3年3月31日現在）

区 分		事業者数	事業所数
登録制	引取業者	67	90
	フロン類回収業者	11	13
許可制	解体業者	5	6
	破砕業者	2	2
計		85	111

⑥ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

PCBは、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙等、様々な用途に利用されてきましたが、毒性が極めて強いため、現在は、製造、輸入ともに禁止されています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）では、区域内におけるPCB廃棄物の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされています。これを受けて、越谷市においても管内事業所におけるPCB廃棄物を網羅的に把握するため、経済産業省より入手した自家用電気工作物設置者リストに基づき、平成29年度より掘り起こし調査を実施しました。

また、令和元年度から、PCBの使用が疑われる照明器具の安定器の所有者を調査対象として、昭和32年から昭和52年までに建築された事業用の建物4,875件に対し、家屋課税台帳を基に調査を行いました。

自家用電気工作物設置者1471件に対する調査実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調査回答事業者数(件)	1328	1341	1459
調査進捗率(%)	90.3	91.2	99.2

照明器具の安定器の所有者4875件に対する調査実施状況

区 分	令和2年度
調査回答事業者数(件)	4697
調査進捗率(%)	96.3

PCB廃棄物を保管している事業者は、処理が行われるまで、毎年その保管及び処分の状況を届出することが義務付けられており、届出に基づき立入検査等を行い、PCB廃棄物の適正保管を指導しています。

なお、PCB特別措置法により、高濃度PCB使用変圧器・コンデンサーは令和3年度末まで、PCB使用安定器及び高濃度PCB汚染物等は令和4年度末まで、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末までの処分期間となっております。

PCB廃棄物の届出等件数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保管届出	99	93	87	86	108
処分届出	0	13	28	11	21
立入検査	17	50	317	32	81

⑦土砂の堆積に関する取組

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例(以下「土砂条例」という。)では、土砂の堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

越谷市では、平成27年4月の保健所設置に伴い、埼玉県が実施してきた土砂の堆積等の規制区域から除外されることから、生活環境の保全を図るため、独自に土砂条例を定めています。埼玉県では、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル以上になる場合を規制対象としていましたが、越谷市では、規模の小さな土地の土砂の堆積も含めて規制することとし、500平方メートル以上になる場合を規制対象とする許可制(他法令による許可等に基づき土砂の堆積を行う場合は届出制)としています。

土砂の堆積に係る許可・届出件数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
許 可	15	20	14	4	10
届 出	2	1	5	4	3

(ウ) 産業廃棄物の適正処理に向けた啓発

①不法投棄防止キャンペーン

産業廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見には、市民の監視の目を増やすことが重要です。そのため、市民に対して、啓発チラシの配布等を行い、不法投棄防止の意識向上を図っています。



●令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

(参考：令和元年度)

日 時：令和元年11月17日(日) 午前9時30分～午後3時

(天気：晴れ)

場 所：東埼玉資源環境組合(リユース)第一工場

「第24回環境と情報の集い(リユースまつり)」に参加

リユースまつり来場者：6,000人

②産業廃棄物排出事業者講習会

産業廃棄物処理の重要性に鑑み、排出事業者及び産業廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るとともに、循環型社会の形成を目指した産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を目的としています。

排出事業者を対象に、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる電子マニフェスト講習会を開催することで、電子マニフェストの普及啓発を図っています。



●令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

(参考：平成30年度)

日 時：平成31年2月12日(火) 午後2時00分～午後4時00分

場 所：越谷市中央市民会館会議室

参加者：31人

5-4 資源の有効利用

(ア) 公共施設の雨水貯留システム

市内の公共施設では、雨水貯留システムを設置し、トイレ洗浄水等に使用することによって、水道水の節約を行うとともに、環境負荷の低減を行っております。

公共施設における雨水貯留システム設置状況

設置年度	施設名	集雨場所	集水面積 (㎡)	容量(m ³)	用途
S62	総合体育館	建物屋根	—	260	トイレ洗浄水
H7	荻島小学校体育館	建物屋根	570	106	トイレ洗浄水
H10	蒲生地区センター	建物屋根	414	32	トイレ洗浄水
H10	農業技術センター	建物屋根	468	96	防火水槽
H10	出羽小学校	建物屋根 中庭コート	1,950	365	トイレ洗浄水、校庭散水
H11	新方地区センター	建物屋根	468	25	トイレ洗浄水
H11	市役所第2庁舎	建物屋根	675	122	トイレ洗浄水
H12	科学技術センター	建物屋根	690	118	トイレ洗浄水
H12	桜井地区センター	建物屋根	780	145	トイレ洗浄水
H13・H14	南越谷地区センター	建物屋根	153	110	ビオトープの散水
H13・H14	中央中学校	建物屋根	240	42	トイレの洗浄水
H13・H14	消防本庁舎	建物屋根	137	50	トイレの洗浄水
H13・H14	ゆりのき荘	建物屋根	604	150	トイレ洗浄水、植栽散水
H15	間久里分署	建物屋根	310	7	植栽散水
H17	リサイクルプラザ工場棟	建物屋根	680	16	トイレ洗浄水
H17	荻島地区センター	建物屋根	984	22	トイレ洗浄水
H17	大袋分署	建物屋根	552	57	トイレ洗浄水
H17	大袋東小学校(2基)	建物屋根	—	4	植栽散水
H17	斎場	建物屋根	10,900	1,540	トイレ洗浄水、植栽散水
H18	城ノ上小学校	建物屋根	3,900	340	トイレ洗浄水、校庭散水
H18	増林地区センター・ 教育センター	建物屋根	543	51	トイレ洗浄水
H19	リサイクルプラザ啓発棟	建物屋根	887	44	トイレ洗浄水
H20	大相模地区センター	建物屋根	383	30	トイレ洗浄水
H21	蒲生分署	建物屋根	241	15	トイレ洗浄水
H22	障害者就労訓練施設 し らこばと	建物屋根	790	13	トイレ洗浄水
H25	出羽地区センター・公民館	建物屋根	636	35	トイレ洗浄水
H25	越谷いちごタウン	建物屋根	10,272	320	植栽散水、防火水槽
H26	保健所	建物屋上	204	22.8	トイレ洗浄水、植栽散水
H26	市役所第三庁舎	建物屋上	960	130	トイレ洗浄水
H27	ひのき荘	建物屋上	1,287	57.7	トイレ洗浄水
H29	谷中分署	建物屋上	1,393	30	トイレ洗浄水、植栽散水
R元	保健センター	建物屋上	506	57	トイレ洗浄水、植栽散水
合計			42,577	4,412.5	

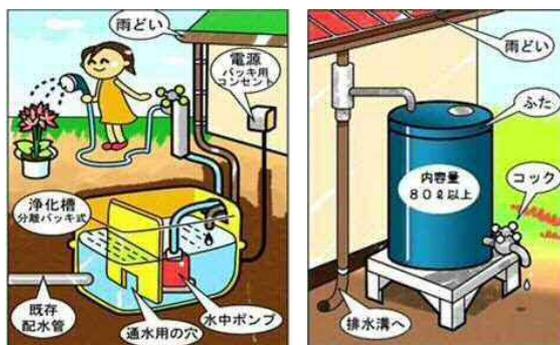
(イ) 雨水貯留施設設置費等助成金制度

家庭でいらなくなったし尿浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合と、市販の雨水貯留施設(タンク)を設置する場合に、助成金を交付しています。この制度は、水資源の有効利用はもとより、不要となった浄化槽(資源)の有効利用や、宅地内遊水機能の向上による降水時の河川負担軽減などを目的としています。

なお、平成29年度より、対象設備の容量を200ℓ以上から80ℓ以上に引き下げ、市内所在の事業者も対象に加えています。

雨水貯留施設設置費等助成金交付件数

年度	地上型 (件)	浄化槽転用 (件)	合計 (件)
H5～10	—	136	136
H11～15	28	52	80
H16～20	32	7	39
H21～25	89	5	94
H26	13	0	13
H27	9	1	10
H28	4	1	5
H29	14	0	14
H30	8	0	8
R元	9	0	9
R2	12	0	12
合計	218	202	420



(ウ) 廃食用油の回収・リサイクル

市では給食センターの廃食用油を業者委託し回収を行っております。また、平成19年度より6か所の収集拠点から会食サービス等で使用された廃食用油を回収しています。回収された廃食用油は、家畜用飼料、塗料、BDF燃料、ボイラー燃料等に再利用されています。

廃食用油回収実績（過去5年間）

年度	回収量 (ℓ)						
	給食センター	大相模地区センター	大袋北交流館	大袋地区センター	南越谷地区センター	越ヶ谷地区センター	荻島地区センター
27	58,140	120	0	0	18	18	0
28	58,158	0	0	0	18	0	0
29	59,054	0	0	0	0	18	0
30	45,672	0	0	0	0	18	0
令和元	40,122	72	0	0	0	0	0
令和2	37,818	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各収集拠点での会食サービスは中止になっています。

5-5 事業者の減量化計画

(ア) 産業廃棄物処理状況報告

廃棄物処理法等の規定により、産業廃棄物の排出事業者は、前年度の産業廃棄物の排出状況について、また、産業廃棄物処理業許可業者及び産業廃棄物処理施設設置事業者は、前年度の産業廃棄物の処理状況について、それぞれ報告（4/1～6/30）が義務付けられています。

市では、こうした報告を基に、産業廃棄物の排出から処分までの流れや排出量、処理量等を把握し、産業廃棄物の統計や産業廃棄物の減量化等の計画策定などの資料としています。

産業廃棄物排出量（単位：トン）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物	122,850	110,381	102,512	125,497	90,073
特別管理産業廃棄物	1,247	1,368	1,658	1,372	1,556
計	124,097	111,749	104,170	126,869	91,629

令和元年度産業廃棄物排出量（種類別）

産業廃棄物の種類		排出量（トン）		産業廃棄物管理票交付枚数		
産業廃棄物	燃え殻	10	0.0%	6	0.0%	
	汚泥	17,357	19.28%	3,532	4.7%	
	廃油	1,406	1.56%	7,553	10.0%	
	廃酸	1,348	1.50%	385	0.5%	
	廃アルカリ	201	0.22%	367	0.5%	
	廃プラスチック類	7,115	7.90%	23,400	31.0%	
	うち石綿含有廃棄物	12	0.01%	24	0.0%	
	紙くず	948	1.05%	4,297	5.7%	
	木くず	9,316	10.34%	7,034	9.3%	
	繊維くず	40	0.04%	191	0.3%	
	動植物性残さ	1,007	1.12%	1,532	2.0%	
	動物系固形不要物	0	0.00%	0	0.0%	
	ゴムくず	0	0.00%	0	0.0%	
	金属くず	2,429	2.70%	2,754	3.6%	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10,464	11.62%	8,527	11.3%	
	うち石綿含有廃棄物	77	0.09%	56	0.1%	
	鋳さい	326	0.37%	20	0.0%	
	がれき類	30,003	33.31%	6,091	8.1%	
	うち石綿含有廃棄物	127	0.14%	50	0.1%	
	動物のふん尿	0	0.00%	0	0.0%	
	動物の死体	0	0.00%	0	0.0%	
	ばいじん	0	0.00%	0	0.0%	
	13号廃棄物	0	0.00%	0	0.0%	
	その他（混合廃棄物等）	7,814	8.68%	9,596	12.7%	
	うち石綿含有廃棄物	82	0.09%	40	0.0%	
	小計	90,073	100.00%	75,455	100.0%	
	うち石綿含有廃棄物	298	0.33%	170	0.2%	
	特別管理産業廃棄物	廃油	323.13	20.77%	132	2.7%
廃酸		31.05	2.00%	40	0.8%	
廃アルカリ		13.74	0.88%	22	0.4%	
感染性廃棄物		949.85	61.04%	4,650	94.2%	
特定有害産業廃棄物		廃PCB等	0.22	0.01%	1	0.0%
		PCB汚染物	0.45	0.03%	1	0.0%
		PCB処理物	0.00	0.00%	0	0.0%
		指定下水汚泥等	0.00	0.00%	0	0.0%
		鋳さい	0.00	0.00%	0	0.0%
		廃石綿等	4.95	0.32%	6	0.1%
		ばいじん	4.49	0.29%	2	0.0%
		燃え殻	134.24	8.63%	13	0.3%
		廃油	15.15	0.97%	30	0.6%
		汚泥	12.81	0.82%	14	0.3%
		廃酸	65.75	4.23%	16	0.8%
		廃アルカリ	0.09	0.01%	5	0.1%
		廃水銀等	0.00	0.00%	0	0.0%
その他		0.06	0.00%	4	0.1%	
その他（混合廃棄物等）		0	0.00%	0	0.0%	
小計		1,556	100.00%	4,981	100.0%	
計	91,629		80,391			

※ 排出量は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計値

※ 小数点以下を四捨五入しているため、表中の数値の和は必ずしも、合計欄の値に一致しません。

(イ) 産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例の規定により、多量の産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）については、産業廃棄物の減量等に関する計画書（産業廃棄物処理計画書）の提出及びその実施の状況についての報告書（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）の提出が義務付けられています。

なお、多量排出事業者の主なものは、以下のとおりです。

○廃棄物処理法の規定による多量排出事業者

- ・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

○埼玉県生活環境保全条例の規定による多量排出事業者

- ・製造業に属し、常時使用される従業員の数が300人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業に属し、常時使用される従業員の数が100人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業を営み、市内に事業所を有し、かつ、資本金（出資金）の額が5,000万円以上の事業者

多量排出事業者に係る計画書及び報告書提出件数

年 度	区 分	廃棄物処理法		埼玉県生活環境保全条例	
		計画書	報告書	計画書	報告書
平成 29 年度	産業廃棄物多量排出事業者	17	13	10	7
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	5	5	0	0
平成 30 年度	産業廃棄物多量排出事業者	12	16	9	10
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	5	0	0
令和元年度	産業廃棄物多量排出事業者	17	12	9	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	8	0	0
令和 2 年度	産業廃棄物多量排出事業者	16	18	9	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	8	0	0